

佐賀東部水道企業団公告第 28 号

下記の業務について、公募型プロポーザル方式で受託事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 3 年 8 月 12 日

佐賀東部水道企業団
企業長 松尾 安朋

1 業務概要

(1) 業務名

佐賀東部水道企業団ホームページリニューアル業務

(2) 業務内容

- ア CMS 導入設計
- イ ソフトウェアの開発・導入・運用
- ウ 環境整備
- エ データ移行
- オ 職員研修
- カ マニュアル作成

(3) 履行期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(4) 提案限度額

2,750,000 円（消費税および地方消費税を含む）以内
なお、この額を超えた提案は無効とする。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 令和 3・4 年度佐賀東部水道企業団競争入札参加資格審査の結果、資格があると認められた者で「役務の提供等」の「情報処理」の業種を希望している者。
- (2) 佐賀東部水道企業団の構成団体（佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、みやき町及び上峰町）に本店若しくは契約締結行為を委任した支店等を有している者。
- (3) 過去 5 年以内に、地方公共団体又はそれに準じる団体のホームページを CMS によりリニューアルした実績が有り、かつ、同ホームページの保守管理業務の実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- (7) 参加希望書の提出日において、佐賀東部水道企業団から指名停止措置又は指名回避措置を受けていないこと。

3 担当部局

佐賀東部水道企業団 総務課 企画管理係
〒 849-0914
佐賀県佐賀市兵庫町大字西淵 1960-4
電話 0952-30-6151
FAX 0952-30-6154
E-mail sagatsk1@huk.bbq.jp

4 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により申込をすること。

(1) 提出物及び部数

ア 参加表明書	1部
イ 企業概要	1部
ウ 実績調書	1部

(2) 受付期間 令和3年9月1日（水）から令和3年9月8日（水）17時まで

(3) 提出方法 担当部局に持参又は郵送すること。

5 企画提案書の提出

(1) 提出物及び部数

ア 企画提案書	12部
イ 費用見積書（構築費用）	1部
ウ 費用明細書（構築費用）	1部
エ 費用見積書（保守費用）	1部
オ 費用明細書（保守費用）	1部
カ CMS機能要件チェックシート	1部

(2) 提出期限 令和3年9月17日（金）17時まで

(3) 提出方法 担当部局に持参又は郵送すること。

6 実施要領等の入手方法

担当部局において配布又は佐賀東部水道企業団ホームページからダウンロードするものとする。

7 受託事業者の選定方法

総合的に審査し、最も高い総合評価を得た事業者を選定する。

(1) 審査委員会

本プロポーザルの審査は、佐賀東部水道企業団ホームページリニューアル業務事業者審査委員会設置要綱に基づき設置する審査委員会において行うものとする。

8 留意事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補者としての決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 審査委員又はその関係者に選定に関する接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の経営事情等の変化により、業務の履行が困難であると企業長が判断したとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等を行ったことにより、契約候補者としてふさわしくないと企業長が判断したとき。
- (5) 契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

9 その他

本プロポーザル実施についての詳細は、佐賀東部水道企業団ホームページリニューアル業務公募型プロポーザル実施要領及び佐賀東部水道企業団ホームページリニューアル業務仕様書による。